

社会福祉法人正生会 役員報酬等の支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正生会（以下、本会）定款第8条に規定する本会役員（理事・監事）の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬総額)

第2条 役員報酬総額は、1会計年度400,000円以下とする。

(報酬額)

第3条 役員には役員会出席の時、5,000円を支給することができる。

2 議事録署名人（定款第27条）には、署名のために本会本部に来所の時、5,000円を支給することができる。

3 役員就任時に必要な費用は1項に含むものとする。

4 役員と、本会または施設の職員を兼務する者には、本条は適用されず支給されない。

(規程の変更)

第4条 この規程を変更しようとするときは、本会評議員会の決議を得なければならない。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。